

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

令和 5 年度 総会資料

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会 事務局
2023/04/21

令和５年度 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会
総会・研修会 次第

日時：令和５年４月２１日（金）

１３：３０～１７：１５

会場：秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎
会議室

13:30 開 会

会長 挨拶

秋田市長寿福祉課 課長 相 場 修 様 挨拶

13:45 総 会

議長選出

議案審議

（１）議案第１号 令和４年度事業報告、収支決算報告について
監査報告

（２）議案第２号 令和５年度事業計画（案）、予算（案）について

（３）その他

14:15 総会終了

～ 休 憩 ～

14:30 研 修 会

テーマ『災害時における地域包括・在宅介護支援センターの役割とは

～誰もが幸せに安心して暮らし続けられる地域を目指して～』

（１）講演・演習

『地域包括・在宅介護支援センターの災害対策とＢＣＰについて考えましょう』

講師 社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会

事務課長 加 来 留 氏

（２）質疑応答

17:15 研修会終了

令和 4 年度 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会

事業報告書

1. 総括

秋田市では、全国平均を上回るペースで少子高齢化が進んでいます。単身高齢者や高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定者、認知症高齢者の更なる増加が見込まれる中、本人への支援のみならず、その家族等が抱える負担や複雑化した課題への対応が求められています。このような背景から、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築・推進に取り組んで参りました。

その一環として、今年度は「認知症とともにによりよく生き、幸せに暮らし続けられるまちをめざして」をテーマに研修を実施致しました。上期では秋田市の認知症施策を学び、認知症予防事業の効果と課題の現状を理解することで、今後の取り組みについて考える機会となりました。下期では「支える側」「支えられる側」という関係を超え、認知症の方やそのご家族の社会参加を目指したチームオレンジについて学びました。秋田県内のチームオレンジの設立状況や岩手県紫波郡矢巾町の先進事例、秋田市内で認知症の方やご家族の活動や居場所づくり等に取り組まれている実践の現状と今後の展望について、学びを深めることができました。

85 歳以上高齢者の急増に伴い、介護サービス需要や介護給付費の急増が見込まれる一方、サービスの担い手である現役世代が急減していくという非常に厳しい課題に対応するため、次年度は地域包括ケアシステムの一層の推進・深化を図り、地域共生社会の実現を目指す各取組をブラッシュアップ・加速化させる必要があると考えます。さらに、近年の大規模自然災害や感染症が蔓延・拡大する状況下においても、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの業務が継続できるよう、平時から災害時に至るまでの業務継続計画の作成を目指します。

2. 事業実施内容

(1) 総会・研修会

総会は書面決議にて実施（総会資料は令和 4 年 4 月 21 日発送。5 月 13 日、書面表決書の返戻完了。全ての議案について、過半数の賛成を持って可決）

研修会

令和 4 年 4 月 22 日開催（秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎 オンライン開催）

研修出席者：136 名（会場：16 名 オンライン：120 名）

研修会テーマ『認知症とともにによりよく生き、幸せに暮らし続けられるまちをめざして』

【議案第1号】

～秋田市認知症施策を学び・理解し、私たちにできることを考える～』

①情報提供：『秋田市の認知症施策について』

（発表）秋田市福祉保健部長寿福祉課 主席主査 山内 真弓 氏

②講演『認知症予防事業の効果と課題～効果的な実践・活動機会の創出を目指して～』

（講師）秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻作業療法学講座

教授 久米 裕 氏

（2）研修会

令和4年11月22日開催（秋田県ゆとり生活創造センター遊学舎＋オンライン併用）

研修出席者：102名（会場：31名 オンライン：71名）

研修会テーマ『認知症とともによりよく生き、幸せに暮らし続けられるまちをめざして
～認知症支援の先進事例を学び、今後の取り組みを考える～』

講演①

『認知症の人とその家族が安心して暮らせる秋田県を目指して』

秋田県健康福祉部長寿社会課 調整・長寿社会推進班 副主幹 宇佐美 正子 氏

講演②

『先進事例～矢巾町地域包括支援センターの取り組みについて～』

矢巾町地域包括支援センター 認知症地域支援推進員 鱒沢 陽香 氏

講演③

『認知症の方・ご家族の活動や居場所を考える

～スリーろばの会のこれまでの歩みと今後の展望～』

スリーろばの会 代表 柏原 喜世子 氏

（3）通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業同時実施マニュアルへの質問状の提出

令和4年10月21日

秋田市福祉保健部長寿福祉課へ在宅サービス専用台帳の扱い等について質問状送信

令和4年10月31日

秋田市福祉保健部長寿福祉課より在宅サービス専用台帳の扱い等について質問状への回答あり

（4）部会の設置 ※令和2年度より継続

副会長＋幹事5名で構成される『研修部会』と『相談・調整部会』を設置

3. 会員の関係機関への推薦等

- ・秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会へ理事4名推薦
- ・秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会へ幹事6名推薦
- ・秋田市高齢者虐待防止連絡協議会へ委員1名推薦
- ・秋田市自殺対策ネットワーク会議重点施策検討部会（高齢者対策）委員1名推薦
- ・秋田市介護認定審査会へ委員1名補充推薦
- ・秋田市フレイル予防事業検討委員会へ委員1名推薦

【議案第 1 号】

4. 関係会議・研修会等への参画、連携

- ・令和 4 年度 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 理事会 3 回
- ・令和 4 年度 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 幹事会等 3 回
- ・令和 4 年度 秋田緑ヶ丘病院 認知症疾患医療連携協議会 2 回
- ・令和 4 年度 秋田市認知症施策検討委員会 1 回
- ・令和 4 年度 秋田市消費生活審議会 1 回
- ・令和 4 年度 秋田市高齢者虐待防止連絡協議会 1 回
- ・令和 4 年度 秋田市社会福祉審議会 8 回
- ・令和 4 年度 秋田市介護認定審査会
- ・令和 4 年度 秋田市在宅医療・介護連携推進協議会 2 回
- ・令和 4 年度 秋田市第 1 層協議体会議 2 回
- ・令和 4 年度 秋田県地域生活定着促進事業推進協議会（書面） 1 回
- ・令和 4 年度 秋田市自殺対策ネットワーク会議重点施策検討部会（高齢者対策） 3 回
- ・令和 4 年度 秋田市在宅医療・介護連携セミナーの共催連携
- ・秋田市障がい者総合支援協議会研修会へ講師派遣

（R5. 3. 31 現在の委員等の推薦者一覧 ※前任等は不記載）

No.	役職等	当会からの推薦・派遣者 (所属)	任期満了	依頼元団体名等 / 備考
1	介護認定審査会 委員	竹内 さおり 氏（中通包括）	R5. 3. 31	秋田市福祉保健部 介護保険課
		西村 俊明氏（飯島包括）	R5. 3. 31	
2	秋田市社会福祉審議会 委員	船木 孔 氏（土崎包括）	R6. 5. 8	秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
3	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 理事	阿部 公一 氏（御所野包括）	R6. 3. 31	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		竹内 さおり 氏（中通包括）	R6. 3. 31	
		三浦 秀己 氏（光峰苑在介）	R6. 3. 31	
		石川 美由紀 氏（ふれ愛の里在介）	R6. 3. 31	
4	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 幹事	西村 俊明 氏（飯島包括）	R6. 3. 31	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
		加藤 志美 氏（土崎在介）	R6. 3. 31	
		中嶋 朋子 氏（広面包括）	R6. 3. 31	

【議案第 1 号】

		長谷川 淑子 氏（八橋包括）	R6. 3. 31	
		佐藤 友紀 氏（勝平包括）	R6. 3. 31	
		村上 涼子 氏（下新城包括）	R6. 3. 31	
5	秋田市認知症施策検討委員会 委員	佐々木 基成 氏（寺内包括）	R6. 8. 31	秋田市福祉保健部 長寿福祉課
6	秋田緑ヶ丘病院 認知症疾患医療連携協議会 委員	竹内 さおり 氏（中央：中通包括）		秋田緑ヶ丘病院秋田県認知症疾患医療センター／ 任期無
		佐々木 絵里香 氏（東：東通包括）		
		照井 美智子 氏（西：新屋包括）		
		阿部 公一 氏（南：御所野包括）		
		村上 涼子 氏（北：下新城包括）		
7	高齢者虐待防止連絡協議会 委員	石郷岡 良彦 氏（御所野包括）	R6. 4. 30	秋田市福祉保健部 長寿福祉課
8	秋田市第一層協議体委員	西村 俊明 氏（飯島包括）	R5. 10. 31	秋田市福祉保健部 長寿福祉課
9	秋田市在宅医療・介護連携推進協議会委員	佐藤 直子 氏（寺内包括）	R5. 10. 31	秋田市福祉保健部 長寿福祉課
10	秋田市消費生活審議会委員	阿部 公一 氏（御所野包括）	R6. 3. 31	秋田市 市民相談センター
11	秋田市自殺対策ネットワーク会議重点施策検討部会（高齢者対策）	笈川 友美子 氏（外旭川包括）	R5. 3. 31	秋田市保健所 健康管理課
12	秋田市フレイル予防事業検討委員会	鷲頭 美樹 氏（広面包括）	R8. 2. 28	秋田市保健所 保健予防課

5. 会務運営

- ・役員、幹事会 1 2 回開催
- ・会計監査 1 回開催

**令和4年度 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会
収 支 決 算 書 (案)**

令和4年4月1日～令和5年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	摘 要
会費収入	180,000	180,000	0	地域包括支援センター18ヶ所×10,000円=180,000円
	11,000	11,000	0	在宅介護支援センター11ヶ所×1,000円=11,000円
助成金収入	100,000	200,000	100,000	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会
				圏域活動費 50,000円
				研修助成金 100,000円
				秋田市老人福祉施設協議会助成金 50,000円
雑収入	856	6	△ 850	預金利息
繰越金	619,144	619,144	0	
合計	911,000	1,010,150	99,150	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	摘 要
事務費	100,000	56,755	△ 43,245	切手代、印刷代、ZOOM使用料(1年)等
会議費	250,000	13,259	△ 236,741	R4.4月総会・研修会会場使用料、講師謝礼
事業費	300,000	160,510	△ 139,490	R4.11月研修会会場使用料、講師謝礼、オンライン物品購入等
予備費	261,000	0	△ 261,000	
合計	911,000	230,524	△ 680,476	

収支差し引き 1,010,150円－230,524円＝779,626円

令和5年度に 779,626 円 を繰り越すものとする。

監 査 報 告 書

令和4年度 秋田市地域包括・在宅介護支援センター
連絡協議会会計について、預金通帳・出納簿および支払い
証書等を照合し、厳正に監査したところ、適正かつ正確に
処理されていることを認めたので報告します。

令和 5 年 4 月 14 日

監事

西 村 俊 明



監事

石 川 美由紀



【議案第 2 号】

令和 5 年度 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会事業計画(案)

1、基本方針

2021 年の介護保険制度の改正により、自然災害や感染症などの緊急事態においても業務を継続し高齢者が安心して生活できる体制を整備するための業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられ、早期の完成を求められています。これは、これまでの地域ネットワークの再考や平常時におけるセンターの活動にどのように減災の視点を取り入れるのか考える機会にもなっています。

また、急速な少子高齢化や人生 100 年時代の到来など、社会構造が変化する中、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに作っていく「地域共生社会」の実現が進められております。しかし、現状では家族と疎遠なためサービスにつながりにくい人や社会との関係が希薄な人、支援を求めようとしない人など、生きづらさを抱えていても見落とされてしまう問題もあります。

このような情勢に対応する機関として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターには、知識と情報の幅を広げ、専門性の進化とネットワークの再構築を図り、地域支援、個別支援に取り組むことが求められています。

本協議会では、各センターが効率的に業務を推進できるように、専門機関、行政関係機関との連携、調整を図りながら、適正な情報の提供を行い実践力の向上と各センターの活動の促進について取り組みます。

【重点事項】

- (1) 安定的な業務継続に向けた取り組みの強化
- (2) スキルアップに向けた研修の企画と参画
- (3) 各種事業の適正な情報に関する調整や周知
- (4) 各センターからの意見・要望に関する検討

2、事業実施計画

- (1) 総会・研修会の実施・・・年 1 回
- (2) 幹事会の開催・・・・・・月 1 回
- (3) 研修会の開催・・・・・・年 1 回
- (4) 監事会計監査・・・・・・年 1 回

【議案第2号】

令和5年度 秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会		
予 算 書 (案)		
【収入の部】		
(単位：円)		
項 目	金 額	摘 要
会費収入	180,000	地域包括支援センター18カ所×10,000円＝180,000円
会費収入	11,000	在宅介護支援センター 11カ所×1,000円＝11,000円
助成金収入	100,000	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 圏域活動費50,000円、市老施協助成金50,000円
雑収入	374	預金利息等
繰越金	779,626	
合 計	1,071,000	
【支出の部】		
(単位：円)		
項 目	金 額	摘 要
事務費	100,000	通信費、印刷費、事務用品等
会議費	550,000	総会、会場料、講師料等
事業費	300,000	研修会講師料、会場費、計画事業経費等
予備費	121,000	
合 計	1,071,000	

秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、「秋田市地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は秋田市内の地域包括支援センター・在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の活動を充実させるための事業を行うとともに、支援センター及び関係機関等との連絡調整を行うことにより、支援センターの機能を強化し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支援センター機能の充実のための各種の調査、研究、協議及び情報交換
- (2) 支援センター職員及び関係職員の資質の向上を図るための各種研修
- (3) 支援センター及び関係機関等との連絡調整
- (4) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 この協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 秋田市内の地域包括・在宅介護支援センター
 - (2) この協議会の目的に賛同して入会した関係機関
- 2 入会しようとする支援センター及び関係機関は、別紙1により会長に申し込み、会長の承認を得るものとする。
- 3 退会しようとする支援センター及び関係機関は、別紙2により会長に届け出し、会長の承認を得るものとする。

(会 費)

第5条 支援センターである会員は、別表1に定める会費を納入しなければならない。

(役 員)

第6条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名

(3) 監 事 2名

2 会長、副会長及び監事は、総会において会員に属する役職員の中から選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会長は、会務の執行にあたり総会の承認を得て、幹事を指名することができる。

4 監事は、協議会の業務及び会計を監査し、この結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機 関)

第9条 この協議会に次の機関を置く。

(1) 総 会

(2) 幹事会

(総 会)

第10条 総会は会員をもって構成し、毎年1回、会長がこれを召集する。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時に総会を開くことができる。

2 総会の議長は、出席者の中から選出する。

3 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。この場合において、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものと見なす。

5 災害や感染対策等特別な場合において、会長は文書をもって会員に意見を求めることで書面決議を行い、総会に代えることができる。成立と承認の可否については同条第3項に準じ、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 会則の制定、改廃に関する事項

(2) 事業計画及び予算の承認に関する事項

(3) 事業報告及び決算報告の承認に関する事項

- (4) 役員の選出に関する事項
- (5) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

第12条 幹事会は会長が指名し総会で承認した幹事若干名をもって構成する。

- 2 幹事会は必要に応じて会長が召集する。
- 3 幹事会は、総会の決定に従い、この協議会の運営に必要な事業等の企画、立案を行うとともに、会務を処理する。

(経 費)

第13条 この協議会の運営に要する経費は、会費、助成金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(決算及び監査)

第14条 この協議会の会計は、毎年度末に決算し、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第15条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 この協議会の事務局を秋田市社会福祉協議会に置く。

(委 任)

第17条 この会則に定めるもののほか、この協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、この協議会の設立の日から施行する。
- 2 この協議会設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 この協議会の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

付 則

- 1 平成15年4月11日、別表1の支援センター会費を1,000円から5,000円に改正する。

別表1（会則第5条に基づく会費）

会費	支援センター	年会費	5,000円
	関係機関	年会費	免 除

付 則

- 1 平成19年4月20日、別表1の支援センター会費を以下のとおりに改正する。

別表1（会則第5条に基づく会費）

会費	地域包括支援センター	年会費	10,000円
	在宅介護支援センター	年会費	1,000円
	関係機関	年会費	免 除

- 2 この会則は平成19年4月20日より施行する。
- 3 平成26年4月17日より以下の通り別表1へ追加する。

別表1（会則第5条に基づく会費）

会費	地域包括支援センター	年会費	10,000円
	在宅介護支援センター	年会費	1,000円
	関係機関	年会費	免 除

なお、年度途中に退会した場合でも、年会費を納入するものとする。

平成27年6月5日第4条および第16条改正。

令和2年4月24日第10条改正。